

● 労働保険料算定基礎賃金等の報告の書き方

手書き用

■ 労働保険の年度区分

労働保険の年度は4月1日から3月31日までとなりますが、どの年度に属するかは「賃金の支払日」ではなく、「賃金締切日」がどの年度に属するかによって決まります。したがって、令和5年3月中に賃金締切日があるものは、4月1日以降に支払われる場合でも令和4年度の賃金として取り扱うこととなります。

ポイント1

賃金総額は、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を計上して下さい。

ポイント2

雇用保険の対象とならない臨時労働者（パートタイマー、アルバイト等）の賃金は、こちらにご記入下さい。

ポイント3

事業内容（製品名・製造工程等）は、具体的に記入下さい。

ポイント4

農林・水産、清酒製造及び建設業の方は、「イ」を○で囲んで下さい。その他の業種の方は、「ロ」を○で囲んで下さい。

組様式第4号

労働保険料算定基礎賃金等の報告

① 労働保険番号: 06301931230001
 ② 雇用保険事業所番号: 0601-123456-7
 ③ 事業の名称 (株) 徴収ラーメン TEL 023-456-7890
 〒(990 1234)
 ④ 事業の所在地 山形市〇〇町1-2-3
 ⑤ 事業主の氏名 红花 芳一郎 ⑥ 作成者氏名 红花 紅子
 ⑦ 事業の概要(具体的に記入してください) 飲食店
 ※⑧ 業種 9802
 ⑨ 特掲事業
 イ.該当する ⑩.該当しない
 ⑩ 令和3年度概算の延納
 ㊦.する ロ.しない (分割納付(3回) (一括納付(1回))

区分	⑪ 令和4年度確定賃金総額				⑫ 令和5年度概算賃金総額			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等)	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く)	(6) 役員で労働者扱いの者 (給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者)	(7) 合計 (5)+(6)	
令和4年4月	4人	980,350円		4人	4人	980,350円		
5月	4	981,100		4	4	981,100		
6月	4	980,500		4	4	980,500		
7月	5	1,100,300	1人 68,500円	6人 1,168,800円	5	5	1,100,300円	
8月	5	1,100,600	1人 72,300円	6人 1,172,900円	5	5	1,100,600円	
9月	5	1,103,200		5	5	1,103,200		
賞与等 4年7月		900,000				900,000		
前期計		7,146,050	140,800	a前期 7,286,850		7,146,050	7,146,050	7,146,050
10月	5	1,100,350		5	5	1,100,350		
11月	5	1,100,200		5	5	1,100,200		
12月	5	1,100,400		5	5	1,100,400		
令和5年1月	5	1,102,100	1人 30,000円	6人 1,132,100円	5	5	1,102,100円	
2月	5	1,100,260	1人 36,000円	6人 1,136,260円	5	5	1,100,260円	
3月	5	1,100,450		5	5	1,100,450		
賞与等 4年12月		1,300,000				1,300,000		
後期計		7,903,760	66,000	b後期 7,969,760		7,903,760	7,903,760	7,903,760
				1ヵ月平均使用労働者数				
				a)前期 7,286 千円				
				b)前期 7,969 千円				
				c)通年 15,256 千円				
				1ヵ月平均使用労働者数				
				d)前期 7,146 千円				
				e)前期 7,903 千円				
				f)通年 15,049 千円				

⑬ 令和4年度確定		特別加入者	⑭ 令和5年度概算		⑮ 令和5年度 賃金総額の見込額		予備欄
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険	
5,000円	1,825,000円	红花 芳一郎	10,000円	3,650,000円	① 常時使用者数	人	
3,500円	1,277,500円	红花 紅子 (5年3月31日で脱退)	0円	0円	② 雇用保険被保険者数	()	
4,000円	730,002円	月山 出羽夫 (加入期間6ヶ月)	4,000円	1,460,000円	③ 支払賃金総額の見込額	()	
					④ 賞与等臨時支払賃金の見込額	()	
	3,832千円	合計	①+①	5,110千円	合計	①(①+②) 前年度と同額	③(③+④) 前年度と同額

ポイント5

保険料の分割納付(3回)を希望するときは「イ」に○を、希望しないときは「ロ」に○を付して下さい。

ポイント6

賃金を前期分と後期分に分けて計算し、それぞれ千円未満を切り捨てして下さい。ただし、通年分の賃金は前期分①と後期分②の総計を足し上げたうえで千円未満を切り捨てして下さい。千円未満を切り捨てた前期分①+後期分②=通年分③とならないことがあります。(1千円のずれが生じます。)

ポイント7

特別加入者について
 ① 引き続き加入を希望する場合には、希望する基礎日額をご記入下さい。
 ② 年度途中で加入・脱退した方、前年度末で脱退した方、及び新年度から加入した方についても記入が必要です。特に脱退の場合、変更届を忘れずに提出して下さい。提出していない場合、追加で特別加入の保険料が必要となります。